

業務仕様書

1 業務名

コンベンション誘致に向けたポジショニング分析業務

2 業務の背景・目的

札幌市では、コンベンション（MICE）の積極的な誘致を通じて、地域経済の活性化や国際的な認知度の向上を図っている。本業務では、コンベンションの開催地としての札幌の優位性や特徴を明らかにするため、開催実績の傾向分析を行うとともに、札幌市内近郊の大学・研究機関の研究実績等を調査することで、コンベンション誘致に強みのある分野やキーパーソンを明確化し、効果的かつ戦略的な誘致方策の検討に活用することを目的とする。

3 業務内容

下記の調査・分析を行うこと。

(1) 札幌市内における国内会議・国際会議の開催実績の分析

さっぽろMICE推進委員会が実施するコンベンション開催状況調査結果（本市から提供）及びJNTO国際会議統計等を活用し、札幌市における会議の傾向分析を行うこと。

調査項目：学術分野、開催周期、開催場所、参加者数、他都市での開催状況、大会長、開催規模ごとの会場等

(2) 学術分野の分析

各大学や経済産業省のファクトブック、ScopusやWeb of Science及びCinii Research等の学術データベースを活用し、札幌市内近郊の大学・研究機関における分野別の論文数のほか、可能な限り被引用数（一定程度以上の被引用数のあるものを対象とする。）、国際共著率、企業との共同研究実績等を分析すること。

(3) 国内学会調査

札幌市内近郊の大学において、日本学術会議（会員数3,000名以上に限る）もしくは日本医学会に加盟する学会の役員となっている研究者及び北海道支部長を調査すること。ただし、調査対象とする大学については委託者と協議すること。

(4) その他

調査先や内容、方向性については、委託者と事前に協議することとし、作成した報告書に基づき中間報告と最終報告を行うこと。

4 成果物

受託者は、本業務の実施結果に基づき、以下の成果物を作成・納品すること。

(1) 報告書類

Googleスライド、ドキュメント、スプレッドシート形式で委託者が編集可能なデータを提出すること。

①中間報告書：業務進捗および中間段階での調査・分析結果をまとめた報告書（構成は委託者と協議）

②最終報告書：本業務の成果を取りまとめたもの。

(2) データ関連資料

比較表、図表、分析用データ一式（Googleスプレッドシート形式）

5 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

- (1)着手打合せ：令和7年9月中旬
- (2)中間報告：令和7年11月中旬
- (3)最終報告：令和8年2月下旬

6 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

- (2) 受託者が提供を受けたデータ及び資料については、本調査の目的にのみ使用し、第三者に提供してはならない。
- (3) 成果品は著作権を含めてすべて市の所有とする。受託者は札幌市の承諾を受けずに他に公表、貸与、または使用してはならない。
- (4) 調査の実施にあたっては、札幌市の受託業務であることに留意し、適切な対応を心がけ、回答者に不愉快な印象を持たれないよう十分に留意すること。
- (5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

- (6) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に委託者と協議の上、書面により委託者に申請すること。ただし、再委託を行うことが本業務の趣旨及び内容と照らし合わせ、不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (7) その他業務執行にあたっては、委託者と十分に協議し、その指示によって行うこと。業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

8 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。